



奉行 年末調整申告書クラウド

🔍 キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 奉行Edge 年末調整申告書クラウド > 管理者向け > リリースノート

🖨 ヘルプを印刷

2024/07/12 (予定) 機能追加

公的年金等に係る雑所得の所得金額を自動計算させたい 他 1 件

トピック

- 公的年金等に係る雑所得の所得金額を自動計算させたい
- 扶養親族の給与所得の所得金額を自動計算させたい

公的年金等に係る雑所得の所得金額を自動計算させたい

申告書を提出する際に入力する所得情報の給与所得以外の所得について、公的年金等に係る雑所得とその他の所得を分けて入力できるようになりました。

これにより、公的年金等に係る雑所得の収入金額を入力するだけで、所得金額が自動的に計算されます。従業員が自分で所得金額を計算する手間を省くことができます。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得については、所得金額を入力してください。

本人

所得情報		
給与所得	収入金額 0 円	所得金額 0 円
給与所得以外の所得の有無	なし ☒ あり ☐ 入力方法について	
公的年金等に係る雑所得	収入金額 0 円	所得金額 0 円
その他所得		所得金額 0 円
給与所得以外の所得の合計額	0 円	
合計所得金額の見積額	(給与所得と給与所得以外の所得の合計額) 0 円	
基礎控除額	480,000 円	

配偶者／扶養親族

公的年金等に係る雑所得、退職所得、その他所得を分けて入力できるようになりました。

退職所得とその他所得については、所得金額を入力してください。

所得情報		
配偶者（特別）控除の申告	配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができる条件は以下の通りです。 ・あなたの所得金額が1,000万円以下 ・配偶者の所得金額が133万円以下（給与収入だけの場合は、201万6,000円未満） ☐ 申告しない ☒ 申告する	
給与所得	収入金額 0 円	所得金額 0 円
給与所得以外の所得の有無	なし ☒ あり ☐ 入力方法について	
公的年金等に係る雑所得	収入金額 0 円	所得金額 0 円
退職所得		所得金額 0 円
その他所得		所得金額 0 円
給与所得以外の所得の合計額	0 円	
合計所得金額の見積額	(給与所得と給与所得以外の所得の合計額) 0 円	
配偶者（特別）控除額	300,000 円	

扶養親族の給与所得の所得金額を自動計算させたい

申告書を提出する際に入力する扶養親族の所得情報に、給与所得の収入金額を入力できるようになりました。
これにより、給与所得の収入金額を入力するだけで、所得金額が自動的に計算されます。従業員が自分で所得金額を計算する手間を省くことができます。

所得情報	
給与所得	収入金額 0 円 所得金額 0 円
給与所得以外の所得の有無	所得の見積額が48万円を超える場合は、所得税の扶養になることはできません。ただし、退職所得を除いた所得金額が48万円以下の場合は、住民税の扶養になることができます。 <input checked="" type="button" value="なし"/> あり
所得の見積額	0 円

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。